

県庁における働き方改革の取組状況について

I 『生産性の高い働き方に向けて』 (H29. 2. 6)

総務・政策・企業常任委員会資料9
平成29年(2017年)5月18日
総務部人事課・行政経営企画室

県庁における『働き方改革』の目指すべき姿

『限られた時間の中で成果を上げる生産性の高い働き方』

『ワーク・ライフ・バランス』

『健康、私生活の充実、多様な関わり』

『幅広い視野、学びの機会、豊かな人間関係』

『やりがい、成長、能力の発揮』

県民サービスの

向上を目指します

長時間労働解消を含めた働き方改革のための4本柱

緊急性や優先度を見極め、具体的な取組を検討・実施していきます。

業務の見直しと
人員配置の適正化

仕事の効率化

マネジメント力の強化
および人材育成

働きやすい
環境の整備

《平成29年2、3月における具体的な取組》

1. 業務の見直し

2. 長時間労働是正のための緊急行動

- 36協定違反の再発防止のための取組
 - ・法令遵守意識の再徹底
 - ・時間外勤務状況の把握
- 所属長の労務管理能力の向上
 - ・時間管理の徹底
 - ・業務の見直しとマネジメントの徹底
 - ・時間外協議の原則禁止と会議・協議の見直し
 - ・所属長、部局長による時間外勤務命令の実施
 - ・終礼実施時刻の前倒し
 - ・一斉消灯の実施

緊急行動を実施することにより、時間外勤務時間を対前年同月比 1割以上削減する

Ⅱ 2月、3月における取組結果について

1. 業務の見直しの実施結果

平成29年2月、3月において今後改善を行う業務の抽出を行い、今後の見直しに向けた準備を行うとともに、3月までに見直しが可能な業務等については積極的に見直しを行った。

3月までに見直しを行った主な業務は以下のとおり。

	主な業務見直し
総合政策部	・組織目標と施策構築の実施手法の効率化。 ・庁議案件の厳選。
総務部	・組織目標の簡素化。 ・地方機関（土木事務所等）における工事請負契約にかかる決裁権限の拡大。
県民生活部	・情報セキュリティ対策チェックの簡素化。 ・情報システム計画書、システム開発・運用状況調査の簡素化。
琵琶湖環境部	・環境経営会議開催の簡素化（重要事項協議の場合のみ開催）。 ・類似した会議の集約（「地方機関の長合同会議」の廃止）。
健康医療福祉部	・子ども家庭相談センターの業務見直し。 児童福祉司のインテーク業務の軽減化(H29.4～嘱託員のモデル配置)的 確かつ重点的な「ケース記録」の徹底 市町との会議の運営の効率化(会議時間の短縮) ・6割協議（部次長協議を6割仕上がった段階で始めること）の徹底。
商工観光労働部	・年度当初における市町、経済団体等に対する行政施策説明会を廃止し、県HPでの公表や資料の送付により対応
農政水産部	・会議を廃止・統合等により大幅削減すべく実態調査に着手。 （4・5月に開催予定であった56会議中32会議について、廃止・統合等を実施） ・中山間地域等直接支払交付金に係る調査への立会者の削減。
土木交通部	・契約審査委員会の対象金額の引き上げ。 ・工事契約等の決裁区分の見直し（再掲）。
会計管理局	・出納整理期間中の審査業務の平準化を図るため、庁内へ協力依頼。 ・物品購入の仕様書事例を全庁ライブラリへ掲載することにより、各所属の事務を省力化。
企業庁	・水質検査頻度の見直し。 ・道路占用者会議（各市町、県土木事務所主催）出席の見直し。
病院事業庁	・委員会運営方法の見直し。 （開催の定期化、回数削減、委員数の削減、勤務時間内開催等） ・重複会議の整理。
教育委員会事務局	・学校現場の負担軽減につながる見直しを実施。 （会議・調査等の廃止や見直し、学校訪問の簡素化等） ・事務局内資料等作成部数の精査。
人事委員会事務局	・ネットによる受験申込を推奨し、省力化を図る。 ・勧告、受験案内、チラシ等の印刷物の配布について、可能なものは極力、電子メールによるデータ提供に切り替え、省力化を図る。
監査委員事務局	・監査終了時間の徹底（予め監査終了時間を告知）。
労働委員会事務局	・事件関係記録作成の簡素化。

2. 時間外勤務状況等について（知事部局）

（1）時間外勤務状況

部 局 名	年度	対象 人員	4月～1月合計		2月・3月合計		4月～3月合計	
			総時間数	一人当たり	総時間数	一人当たり	総時間数	一人当たり
合 計	平成28年度	2,654	496,009	18.7	86,225	16.2	582,234	18.3
	平成27年度	2,627	471,553	18.0	106,789	20.3	578,342	18.3
	対前年度比		5.2%	3.9%	▲ 19.3%	▲ 20.2%	0.7%	0.0%

（2）年間1,000時間以上時間外勤務者数の推移

所属別	平成28年度	平成27年度	対前年度比
企画調整課	0	1	▲ 1
財政課	1	9	▲ 8
循環社会推進課	3	0	3
障害福祉課	0	1	▲ 1
医療保険課	1	0	1
子ども・青少年局	2	3	▲ 1
観光交流局	2	1	1
監理課	0	1	▲ 1
東京事務所(国派遣)	1	0	1
東近江健康福祉事務所	0	1	▲ 1
彦根家庭相談センター	0	3	▲ 3
合 計	10	20	▲ 10

（3）時間外勤務時間数の分布状況

時間数の区分（年間）	平成28年度		平成27年度	
	人数	割合	人数	割合
1000時間以上	10人	0.4%	20人	0.8%
800時間以上 1,000時間未満	36人	1.4%	54人	2.1%
600時間以上 800時間未満	135人	5.1%	121人	4.6%
400時間以上 600時間未満	312人	11.8%	286人	10.9%
200時間以上 400時間未満	647人	24.3%	616人	23.4%
200時間未満	1,514人	57.0%	1,530人	58.2%
全 体	2,654人	100.0%	2,627人	100.0%

（4）年次有給休暇取得状況

平成28年度：10.8日（対前年度比▲0.3日）

平成27年度：11.1日

（5）定時退庁実施率

平成28年度：85.0%（対前年度比+0.4ポイント）

平成27年度：84.6%

〔平成29年3月：90.1%〕

〔平成28年3月：81.6%〕

〔平成29年2月：92.7%〕

〔平成28年2月：85.9%〕

(6) 36 協定遵守のための取組

①『協定遵守意識の再徹底』、『所属長の労務管理能力の向上』：管理職研修の実施

実施日：平成 29 年 2 月 7 日

対象者：課長級、参事級の室長、地方機関の長

内 容：・労働時間のルールと管理の責任・最新の動向について

(滋賀労働局労働基準部監督課長 嶋田 憲嗣 氏)

・生産性の高い働き方にむけて

(人材育成コンサート、キャリアカウンセラー、NLP プラティフィカール 濱岸 末雄 氏)

②『時間外勤務状況の把握』：36 協定を締結している全所属において、平成 28 年度における「1 月あたりの時間外勤務」および「1 年あたりの時間外勤務」について自主点検を行った。その結果、時間外勤務を命じた時間数が協定で定める限度時間数を超過している事例のある所属(※)では、原因分析および対応方針を検討し、速やかに長時間勤務の縮減に向けた取組を実施した。

※ 14 所属。取組が必要な所属を速やかに把握するため、休暇取得時の差引等、労働基準法上の実労働時間については考慮せずに自主点検を実施したため、労働基準監督機関による行政処分の対象とは異なる場合がある。

(平成 28 年度中の自主点検結果)

- ・1 日の限度時間超え：1 所属(畜産技術振興センター)
- ・1 月の限度時間超え：11 所属(琵琶湖博物館、南部健康福祉事務所、東近江健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所、高島健康福祉事務所、精神保健福祉センター、総合保健専門学校、甲賀土木事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所、長浜土木事務所木之本支所)
- ・1 年の限度時間超え：4 所属(琵琶湖博物館、南部健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所、精神保健福祉センター)
- ・1 月の原則限度時間を 7 月以上超え：7 所属(琵琶湖博物館、南部健康福祉事務所、東近江健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所、近江学園、総合保健専門学校、淡海学園)

(注) 上記所属は、監督機関から行政指導を受けた所属(下記参考)を含む。

③『過労死ライン』を強く意識した協定限度時間の見直し

平成 29 年度の 36 協定締結に際して、全所属 1 月あたりの限度時間を 80 時間以下とした。

平成 28 年度の 1 月あたりの限度時間が、80 時間を超えた時間とした所属：8 所属

平成 29 年度の 1 月あたりの限度時間が、80 時間を超えた時間とした所属：なし

(参考) 平成 28 年度に監督機関から受けた行政指導等について

36 協定違反に関して、次の所属が是正勧告等の行政指導を受けた。

- ・労働基準監督署：湖東土木事務所(H28 年度分)、長浜土木木之本支所(H28 年度分)
- ・人事委員会：政策研修センター(H27 年度分)、近代美術館(H27 年度分)、総合保健専門学校(H27 年度分および H28 年度分)、工業技術総合センター(H27 年度分)、畜産技術振興センター(H27 年度分および H28 年度分)

Ⅲ 平成 29 年度の取組について

1. 働き方改革推進委員会の設置

池永副知事を委員長、各部局および任命権者の次長等を委員とする「働き方改革推進委員会」を設置し、働き方改革に係る全庁的な取組を総合的に推進する。

2. 長時間労働是正のための緊急行動の継続実施

2月、3月に取り組んだ緊急行動については、取組による一定の効果が認められることから、一部を見直しの上、引き続き取組を継続する。

3. 36協定違反の再発防止に向けた取組の実施

平成28年度に実施した36協定違反の再発防止のための緊急行動を平成29年度においても継続し、再発防止のための取組を実施していく。

(今年度の主な取組)・違反所属への人事課ヒアリングの実施(再発防止策の確認)

・管理職意識改革研修の実施(5月24日)

(講演内容) 滋賀労働局労働基準部「長時間労働の是正について」

・平成29年度自主点検の実施

4. 行動計画に基づく取組の推進

議会の決議や人事委員会の提言も踏まえ、県庁における働き方改革の実現に向けた取組を組織および職員の取組として定着させていくため、昨年度から実施している業務の見直しを含め、重点的な取組を行動計画として策定し、全庁を挙げて推進していく。

5. 議会への報告

議会の決議を踏まえ、長時間労働の是正状況等が明らかになるよう、所属ごとの月単位の時間外勤務時間数について議会に報告を行うとともに、行動計画に基づく取組状況についても議会に適宜報告を行う。

(参考) 滋賀県議会の決議、人事委員会からの提言

- ・平成29年3月21日に、滋賀県議会から県当局に対し、長時間労働の是正に向けた抜本的な対策を講じるよう強く求める「滋賀県職員の長時間労働の是正に向けて根本的な対策を早急に求める決議」がなされる。
- ・平成29年3月30日に、人事委員会から知事に対し、「時間外勤務の縮減について」の提言が提出される。

